

令和4年度

第5回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和4年8月9日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第5回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	10件
議案第4号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	8件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	11件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	20件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	36件
報告第4号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	18件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	18件

<出席委員> (14名)

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	4番 齊藤元治
5番 清宮惠理子	6番 橋本泉
7番 長谷川秀明	8番 横山清亮
9番 長谷部衡平	10番 中村浩道
13番 猪野桃夫	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員> (3名)

11番 秋庭重樹	12番 佐々木貴史
14番 齊藤憲次	

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	中田照子
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	惠美彰憲		

	<p>開 会 （ 午前10時00分 予定 ）</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>ただいまより、令和4年度第5回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中<u>14人</u>で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 6番 梶本 泉 委員 議席番号 7番 長谷川 秀明 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は次の第2項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料1ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方が、義務者であり</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ます若葉区中野町に在住の方々が所有する若葉区中野町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書2ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料2ページから3ページをご参照ください。 本案件は、管理棟及び駐車場用地とするものです。 申請土地は、JR誉田駅から南西に約1.4キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と医院があることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枳にて処理します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p style="text-align: center;">——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>

議場	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、第1項から第4項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料4ページから8ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、JR四街道駅から南に約1.7キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、土盛り及び仮囲いを設置し、土砂の流出などを防ぎ止めます。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p>

次に第2項です。

お手元の資料9ページから12ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから南東に約1.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に学校と病院があることから第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロック・フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書4ページをご覧ください。

次に第3項です。

本案件は第4項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料13ページから16ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、松ヶ丘インターチェンジから東に約4.7キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済みです。

議案書5ページをご覧ください。

次に第5項です。

本案件は第6項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料17ページから18ページをご参照ください。

資料は位置図、残高証明書を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR幕張駅から北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と税務署があることから、第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

議案書6ページをご覧ください。

次に第7項です。

お手元の資料は19ページから20ページをご参照ください。

資料は位置図、残高証明書を添付しております。

本案件は、駐車場及び展示場用地とするため、賃借権の設定をします。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から南に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で申請地から500メートル以内に小学校と警察署があることから第3種農地と判断しました。

被害防除については、縁石を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第8項です。

本案件は第9項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料21ページをご参照ください。

資料は位置図を添付しております。

本案件は、長屋住宅用地とするため、賃借権の設定をするものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台北駅から南に約700メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と警察署があることから、第3種農地と判断しました。

被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽で処理後、側溝に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第10項です。

お手元の資料22ページをご参照ください。

資料は位置図を添付しております。

	<p>本案件は、駐車場及び資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、J R 菅田駅から北東に約 2 キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第 2 班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第 2 班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等 ————</p>
<p>梶本委員</p>	<p>4 ページの第 3 項・4 項の太陽光発電施設用地の件ですが、太陽光発電につきましては、概ね 10 年で投資した資金を回収して、残りの 10 年で利益を得るという形で、設置から約 20 年後には耐用年数がくるというのを環境局の方から説明を受けております。今年の 7 月 1 日から太陽光発電の廃棄費用の積立制度が始まっていますが、今回はどのようになっていますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>太陽光発電廃棄等積立制度は、20 年間のうち後半 10 年間で廃棄費</p>

	<p>用を積立していく制度となっており、買い取り業者の電気事業者から発電事業者にお金を払う際に源泉徴収的に積立費用を差し引いて、事業者を支払われる形になります。今回の事業者が積み立てを引かれ始めるのは、事業を始めて10年後からという制度です。</p>
清宮委員	<p>第1項ですが、資料6ページの土地利用計画図は薬品槽など色々ありますが、資材を置くためですか？</p>
事務局	<p>競馬場の砂の洗浄及び洗浄プラントの貸し出しなどを行う事業で、プラントを競馬場に持って行き、砂を洗い終わった後、分解して使わないときは資材置き場に置くということです。薬品槽はプラントを分解した部品になります。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第3号第1項から第10項は許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p>

	<p>第1項は、花見川区畑町に在住の方が所有している、同町の畑1筆、面積5,943平方メートルについて、買取り申出者の子が農業の主たる従事者であったことを、令和4年7月19日の現地調査により、伊原推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、富里市立沢所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方が所有する同町の畑3筆、合計面積2,018平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年6ヶ月、権利者の作付品目は「小松菜」です。</p> <p>第2項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。</p> <p>第2項は、若葉区大広町在住の農家の方が、同区高根町在住の方が所有する同町の畑1筆の一部、面積295平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「そば」です。</p> <p>次に10ページをご覧ください。</p> <p>あわせて資料の23ページから35ページをご覧ください。権利者が、市から認定を受けた、青年等就農計画を添付しております。</p> <p>第3項から12ページの第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区鎌取町在住の新規就農希望者が、若葉区中野町在住の方、他6名が所有する同町の畑15筆、合計面積15,712平方メートルに使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「落花生、ニンジン」です。</p> <p>権利者は、令和2年から、八街市の農園に勤めるなどして、技術・知識を習得しており、今後も、義務者である農業者などから、助言を受けながら農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>本年3月15日には、農政センターにおいて就農準備会を開催し、千葉県千葉農業事務所、千葉みらい農業協同組合、市関係各課の職員によ</p>
---------------------------	--

	<p>り、就農計画について審査したところです。</p> <p>落花生について、主に縁故のある小売店に卸すほかは、直売所での販売を予定しています。</p> <p>第1項から第8項の合計面積は、18,025平方メートルです。</p> <p>本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>第1項から第8項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p> <p>議案第5号についての説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 質問・意見等 ————</p>
<p>橋本委員</p>	<p>10～12ページの第3項～第8項まで同一人の申請で、合計面積が15,712平方メートルで緑区の下限面積の40aはクリアしていますが、新規就農者としては、面積が大きくないでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>権利者は元々配管工事の会社に勤めていましたが、コロナ禍で仕事が減り、令和2年から八街市の落花生農家で働くようになりました。令和3年には八街市で一部農地を任せ、知人の紹介を受けて中野町でも農業に従事するようになり、すでに信頼を得ていることから、今回広い農地を使用貸借することになったということです。</p>

清宮委員	今の件で資料の26ページに臨時の雇用者人数が現状で5人となっていますが、この方たちの情報があれば教えてください。
事務局	具体的にどのような方を雇っているかは把握しておりません。
清宮委員	外国の方なので、言葉の問題や周りの方たちとの関係を考慮していただけるよう伝えてほしいです。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号については、原案どおり決定いたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	———— 事務局説明 ———— (報告第1号から第5号まで農地審査班)
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの報告第1号から第5号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<p>議場</p> <p>議長 (長谷部会長)</p>	<p style="text-align: center;">—— 質問・意見等なし ——</p> <p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第5回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前10時45分)</p>
--	---